

令和 5 (2023) 年度科学研究費助成事業 (国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化))
募集のご案内

標記の件について、日本学術振興会より通知がありましたのでご案内いたします。応募を希望される方は、下記の応募方法に従って、必ず「令和 5 (2023) 年度科学研究費助成事業公募要領 国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化)」(以下「公募要領」という。)をご確認のうえ、期限までに学内応募手続きを完了してください。申請にあたっては、所属長の承認が必要となります。詳細は、「Ⅱ. 応募方法 (3) 所属長の承認・申請予定の連絡」(8月21日締切)をご確認ください。

なお、今回の公募から「国際共同研究強化(A)」の名称は「国際共同研究強化」に変更されました。

I. 研究種目の概要

趣旨	科研費採択者が現在実施している研究計画について、国際共同研究を行うことでその研究計画を格段に発展させ※、優れた研究成果をあげることを目的とするもの。その結果、国際的に活躍できる、独立した研究者の養成にも資することを目指している。 ※現在実施している研究計画が一定程度の成果を上げており、国際共同研究を行うことでその研究計画を更に発展させるものだけでなく、開始したばかりの研究計画であっても、国際共同研究と並行して実施することで相互補完的にその研究計画を発展させるものも含む
対象	令和 5 年 7 月 1 日現在で「基盤研究 (海外学術調査を除く)」「若手研究」又は「特別研究員奨励費」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究代表者 (令和 5 年 4 月 1 日現在で 45 歳以下の者 (昭和 52 年 4 月 2 日以降に生まれた者)) が一人で一定期間海外の大学や研究機関において海外共同研究者と共同で行う研究計画が対象。留学等単なる海外派遣を推進するものではない。
応募総額	1,200 万円以下 (1,200 万円の範囲内で「渡航費・滞在費」「研究費」「代替要員確保のための経費」の各経費を計上することができる。)
渡航期間	6 か月以上とし、6 か月から 1 年を原則とするが、採択研究課題の研究期間の範囲内において 1 年を超えて渡航する計画も可能。また、渡航先での研究活動に支障を及ぼさない一時帰国は可能。
研究期間	令和 7 年 3 月 31 日までに交付申請を行い、交付申請を行った年度の翌年度中 (令和 8 年 3 月 31 日) までに渡航を開始する必要あり。交付申請後から経費を執行することができる (交付内定以降、直ちに経費を執行することはできない)。また、基課題の終了年度にかかわらず、交付申請した年度から起算して 3 年目の年度末まで経費を執行することができる。

II. 応募方法

以下の手順に従って学内申請手続きを期限までに完了してください。

(1) 公募要領の確認

公募要領をご確認頂いた前提下で学内応募を受け付けます。

※公募要領は以下のページよりダウンロード可能です。国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）の公募において、よくある質問及び回答（FAQ）も掲載されていますので、併せてご参照ください。

<日本学術振興会 HP> : https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/35_kokusai/01_kvoka/koubo.html

(2) 応募資格の確認

「公募要領」及び下記の「本学の科研費有資格職種」を参照し、応募資格の有無をご確認下さい。尚、任期付きの研究者については、本種目の研究期間終了後に任期があることを条件とします。

本学の科研費有資格職種

教授、准教授、講師、特別専任教授、チャプレン、カウンセラー、特任教授、特任准教授、助教、教育講師、キャリア支援コーディネーター、PD、教育研究コーディネーター、名誉教授、特定課題研究員、日本学術振興会・特別研究員（SPD、PD、RPD、DC(本種目に限り、研究代表者として応募可能)）

※ 下記①～⑤に該当する方が申請する場合は、個別に応募要件を確認させていただきますので、科研費申請担当まで必ず事前にご連絡・ご相談下さい。既に研究者情報の e-Rad への登録がお済みの場合でも、下記①～⑤に該当する方は必ずご連絡・ご相談下さい。また、場合によっては、応募を受け付けられない場合もありますので、その旨含みおき下さい。

【事前連絡を必要とする方】

- ① 任期付職種や定年退職予定者の方で、応募する研究期間中に応募資格の喪失などの理由により、研究代表者・研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる方
- ② 科研費被雇用者の方
- ③ PD、教育研究コーディネーター、助教 R のいずれかの職種の方
- ④ 特定課題研究員の方
- ⑤ 日本学術振興会・特別研究員（SPD、PD、RPD、DC）の方

<日本学術振興会特別研究員（DC）の応募について（令和 5（2023）年度～）>

若手研究者の研究活動の国際化を強力に推奨するため、日本学術振興会特別研究員（DC）の採用者には、受入研究機関から科研費応募資格を付与された場合、本種目に限り研究代表者としての応募を認めることになりました。

(3) 所属長の承認・申請予定の連絡

申請を希望する研究者は、所属長に申請を希望する旨を報告し承認※を得た上で、8月21日(月)迄に下記の科研費申請担当までご連絡ください。（4）に記載する「研究計画調書の作成・提出」について相談させていただきます。

※所属長は、申請を希望する研究者の、研究指導、各種委員会・会議、授業担当コマ、海外における研究期間の上限、各学部の内規との整合性等を考慮したうえで、申請の承認を行ってください。

※助教の長期海外出張については、2010年4月15日の部長会において、「各学部における助教の運用を前

提とした上で、少なくとも理学部が提示した以下の条件に合致するかについて教授会等で審議のうえ、事前に部長会に報告すること」となっています。理学部の提示した条件は以下となりますので参考にご確認ください。

- ・一定期間の研究への専念を業務として位置づけること
- ・半年を超えるような海外研究は不適當。たとえば、4ヶ月以内などの上限設定をすべき
- ・適切な回数制限を設定すること
- ・当該年度の講義担当義務はまっとうすること
- ・所属学科の責任を持ったバックアップ
- ・承認される海外研究としては、学振・文科省などの海外派遣の競争的資金によるものやしかるべき海外の研究機関による招待であって先方から滞在費が支給されるものに限定

(4) 研究計画調書の作成・提出

【学内応募手続き】

- ① 「Web 入力項目作成・入力要領」及び「研究計画調書作成・記入要領」（以下それぞれ「入力要領」、「記入要領」という。）を熟読のうえ、『研究計画調書』を作成して下さい。
- ② 科研費電子申請システムより、所属研究機関への『研究計画調書』の提出処理（確認完了・提出処理）を完了して下さい。（リサーチ・イニシアティブセンターに届きます。）
- ③ システムで提出完了した旨（科研に応募する旨）を科研費申請担当者までメールにてご連絡ください。
- ④ （審査開始まで）researchmap 上のデータ（研究者番号及び論文等の必要情報）が登録され、最新の状態になっているか必ず確認をして下さい。

【応募書類等の取得先】

上記「(1) 公募要領の確認」の URL よりダウンロードして下さい。

【学内応募手続き期限】

2023年9月5日（月）【厳守】

【科研費電子申請システム】

<http://www.shinsei.jsps.go.jp/kaken/index.html>

Ⅲ. 応募から交付までのスケジュール（予定）

令和5年7月14日（金）	公募開始（公募要領、申請様式等発表）
令和5年8月21日（月）	所属長の承認と申請予定の連絡の期限
令和5年9月5日（月）	学内応募手続き期限【厳守】
令和5年9月19日（火）	日本学術振興会への申請書提出期限（午後4時30分まで）
令和6年1月下旬	審査結果通知・交付内定
令和6年2月～令和7年3月31日まで	交付申請
令和8年3月31日まで	渡航開始

本件に関するお問合せ先

リサーチ・イニシアティブセンター（科研費申請担当）

【池袋キャンパス（12号館2階）】

巾崎、内藤、菊池、関根

内線：3833,4656 E-Mail：kaken-shinsei@rikkyo.ac.jp